

令和3年11月26日
住宅局住宅生産課

こどもみらい住宅支援事業を創設します！

子育て世帯・若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図るため、子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助金を交付する「こどもみらい住宅支援事業」を創設します。

1 背景

成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を起動させるため、11月19日に新たな経済対策が閣議決定され、子育て世帯・若者夫婦の省エネ住宅の取得の支援を行うこととされました。

これを踏まえ、子育て世代の住居費負担の支援強化や住宅分野の脱炭素化の強力な推進を目的として、本日閣議決定された令和3年度補正予算案に「こどもみらい住宅支援事業」が盛り込まれました。

※ 今回の措置は、今後の国会で予算が成立することが前提となります。

2 こどもみらい住宅支援事業の概要

一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合、所定の補助金額を交付します。

○新築は、子育て世帯・若者夫婦世帯を対象とし、最大100万円の補助金を交付。

○リフォームは、全ての世帯を対象とし、最大30万円の補助金を交付。

(子育て世帯・若者夫婦世帯の場合等に上限引上げの特例あり。)

○補助金の交付は、住宅を整備・分譲する事業者の申請に基づき、住宅の取得・リフォームを行う方に補助金全額分が還元されることを条件に、当該事業者に対して補助金を交付。

○令和3年11月26日から令和4年10月31日までに契約の締結等を行い、住宅を整備・分譲する事業者が所定の手続により事務局(今後国が選定)の登録を受け、その後に着工したものが対象。

※ 詳細は別添2をご覧ください。

3 参考資料

(別添1) こどもみらい住宅支援事業の概要

(別添2) こどもみらい住宅支援事業の内容について

国土交通省 URL :

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000195.html

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111 (内線 39471) FAX : 03-5253-1629